

**福島県職員（土木・建築職）案内パンフレット・ポスター製作等業務委託
企画プロポーザル実施要領**

1 委託の目的

この事業は、福島県職員（土木・建築職）のPRツールとして「福島県職員（土木・建築職）案内パンフレット・ポスター」を製作することにより、土木・建築職に係る業務の魅力等を効果的に発信し、職員採用選考に係る応募促進と人材確保に資することを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務内容
別紙「仕様書」のとおり
- (2) 委託業務期間
委託契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで
- (3) 委託の上限額
2,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中のものでない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 本事業に類似する業務を実施した実績があり、確実に履行できること。

4 各種書類の提出

(1) 質問書

ア 提出書類

質問書（様式第1号）

イ 提出期限

令和7年12月10日（水）正午まで

ウ 提出方法

電子メールによる。

※ 「質問書」(様式第1号)をPDFで添付し、電子メールにより提出すること。

Word形式(修正が可能な形式)での提出は受け付けませんのでご注意ください。

エ その他

電子メールを送付後、電話にて着信確認をすること。

オ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島県土木企画課のホームページに、令和7年12月12日（金）に公表する。

なお、個別の回答は行いません。

(2) 参加表明書

ア 提出書類

参加表明書（様式第2号）

イ 提出期限

令和7年12月16日（火）正午まで

ウ 提出方法

「参加表明書」(様式第2号)をPDFで添付し、電子メールにより提出すること。

Word形式(修正が可能な形式)での提出は受け付けませんのでご注意ください。

エ その他

電子メールを送付後、電話にて着信確認をすること。

参加表明書の提出がない者の企画提案書は受け付けません。

(3) 企画提案書等

ア 提出書類

① 企画提案書（A4紙10枚以内）

パンフレット・ポスター製作に係るコンセプトの提案、デザイン・ビジュアル、キャッチコピーの提案、具体的な製作イメージ（ページ構成やページ割り等）、業務実施体制を明記すること。

また、企画提案書に使用するフォント及びサイズに指定はないが、印刷物として見やすいフォント及びサイズとし、左右に20mm程度の余白を設定すること。

なお、ポスター・パンフレットのサンプル版の添付は不要とする。

② 見積書（任意様式）

実施業務の各項目に対応した内訳を記載すること。

③ 法人等の概要（様式第3号）

④ 暴力団等の反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（様式第4号）

⑤ 役員一覧（様式第5号）

この情報は、上記③の確認のため必要となります。個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に利用することはありません。

⑥ 業務実績（A4紙1枚）

直近2年間に本業務と類似する業務（パンフレットや広報誌等の印刷物作成業務等）を実施した実績がわかる資料。実施年月日（契約期間）、業務内容、委託団体（契約相手）を明記すること。

⑦ 作業スケジュール（A4紙1枚）

イ 提出部数

提出部数は正本1部、副本5部の計6部とする。

ウ 提出期限

令和7年12月22日（月）17時00分まで

エ 提出方法

持参または郵送により提出すること。

5 企画提案書類の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出期限を過ぎて参加表明書が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

- カ 本実施要領に違反すると認められる場合
 - キ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合
- (2) 複数企画提案の禁止
- 企画プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことは出来ない。
- (3) 辞退
- 提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 費用負担
- 企画プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。
- (5) その他
- ア 提出書類は、日本工業規格A4版とする。
 - イ 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
 - ウ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
 - エ 提案にあたっては、この要領に定める業務内容の他、委託料の上限内で執行が可能であれば、追加提案等により、より効果的な手法の提案をしても構わない。
 - オ 本事業の成果物については、可能な限り二次使用ができるようにすること。
 - カ 提出された企画提案書等は、返却しない。
 - キ 提出された企画提案書等（デザイン・ビジュアル提案は除く）は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる。

6 業務委託候補者の選定

(1) 選定方式

業務委託者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会）」が行うものとする。審査委員会は、提案書等を書面審査し、これを総合的に評価し、業務委託候補者（随意契約の候補者）を選定します。

(2) 審査基準及び配点

審査項目・評価基準	評価得点	加点数
【企画全体】 ・パンフレット・ポスター製作の意図を理解しているか ・コンセプトやアピールポイントは的確であるか ・実現可能性のあるオリジナル企画など、魅力ある提案となっているか	1・2・3・4・5	×4
【デザイン性】 ・デザインやキャッチコピー等により、見た人の興味・関心を引く工夫が施されているか ・応募意欲をかき立てる構成、工夫等が施されているか ・読む人が分かりやすい工夫等が施されているか	1・2・3・4・5	×4
【スケジュール、積算】 ・的確なスケジュールか ・十分な人員配置となっているか ・内容、数量、単価は適正か	1・2・3・4・5	×1
【業務の実績】 ・いずれも具体的に記載され、妥当性、確実性が認められるか ・事業遂行上必要と思われるノウハウや実績を十分有しているか	1・2・3・4・5	×1
合 計 50点満点		

7 審査結果の通知

(1) 結果通知

採用又は不採用を問わず、書面にて通知する。なお、審査結果に対する意義申し立て、質問等は認めない。

(2) その他

採用した企画提案内容を一部変更する場合がある。

8 スケジュール

項目	日程
企画プロポーザルの公告	令和7年12月5日(金)
質問書の提出期限	令和7年12月10日(水) 正午
質問書の回答(HP公表)	令和7年12月12日(金)
参加表明書の提出期限	令和7年12月16日(火) 正午
企画提案書等の提出期限	令和7年12月22日(月) 17時
審査結果通知	令和7年12月26日(金)

9 契約手続き

本業務に関して最も優れた提案を行った者と仕様書等の協議及び福島県財務規則に基づき契約交渉を行うものとする。

なお、この手続きに参加した者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがある。その者との協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

10 その他

製作品等の権利は福島県に帰属する。

11 参加表明書・企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16(福島県庁本庁舎4階)

福島県土木部土木企画課 担当: 技師 本田

電話: 024-521-7457 FAX: 024-521-7948

E-mail: dobokukikaku@pref.fukushima.lg.jp

【参考1】地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。